

規制の事前評価書

政策の名称	水道施設運営権者に対する水道施設運営等事業技術管理者の配置の義務付け	担当部局名	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課	作成責任者名	水道課長 宮崎正信	評価実施時期	平成29年3月
法令案等の名称・関連条項	水道法第24条の7、第24条の8第2項、第31条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 主に地方公共団体である市町村が担う水道事業について、官民連携を推進することにより、民間事業者の経営資源、技術力、創意工夫を活用することが期待されている。地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が、民間事業者に対し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条に規定する公共施設等運営権（以下単に「公共施設等運営権」という。）を設定して水道施設の運営等を実施させようとする場合、当該運営等の実施は、部分的な水道事業の実施に当たる。このため、地方公共団体である水道事業者等が、保有する水道法第6条第1項又は第26条に規定する事業認可について、法第11条第1項（第31条により準用する場合を含む。）の規定により廃止した上で、水道施設の運営等を実施する民間事業者が新たに当該認可を取得しなければならない。しかしながら、水道施設に係る公共施設等運営権を設定された民間事業者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設の運営等を実施する場合とは、水道事業者等として、災害時等の不測の事態も含めた水道事業を継続するための全ての責任を負うことを前提に水道事業に参入する場合に限られないことから、現実的な選択肢となり得ていない。</p> <p>【規制の目的、内容及び必要性】 水道事業等の認可を取得する以外に、水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施することが可能となる仕組みを新設するため、地方公共団体である水道事業者等が法第24条の4第1項に規定する水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととする。水道施設運営等事業の適正な実施を期するため、上記の許可の下、水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定された水道施設運営権者は、当該水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならないこととし、かつ、水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該事業に係る業務の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、水道法の所要の規定を適用することとする。</p>						
想定される代替案	水道施設運営権者に対し、技術上の業務を担当させるための水道施設運営等事業技術管理者の配置を義務付けず、地方公共団体である水道事業者の設置する水道技術管理者が、水道施設運営権者の実施する水道施設運営等事業における技術上の業務についても担当することとする。また、水道施設運営権者の実施する水道施設運営等事業の業務についても、水道事業者に対して水道法上の権利義務が適用されることとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	水道施設運営等事業者において、施行令第6条で定める資格を有する水道施設運営等事業技術管理者1名を選任し、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させる費用が発生する。	特段の費用は発生しないものと考えられる。					
2 行政費用	水道施設運営権者に対する報告の徴収及び立入検査に係る費用が発生する。	水道事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	水道施設運営権者による水道事業の適正な実施が直接に担保されないことにより、安全な水の安定的な供給に支障を及ぼすおそれが高まる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	水道施設運営等事業における水道施設の管理についての技術上の業務の責任の所在を明確にするとともに、水道に関する技術上の実務に従事した経験を所定の年数有すること等の要件により、責任者の技術的専門性を確保することによって、水道施設運営等事業における水道施設の管理の適正を担保することができる。	水道施設運営権者による水道事業の適正な実施が直接に担保されないことにより、安全な水の安定的な供給に支障を及ぼすおそれが高まる。					
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	本許可制度を導入しなければ、民間事業者が水道施設運営等事業を実施する手段が、当該民間事業者が水道事業の認可を取得する場合に限定されることとなり、民間事業者による水道施設運営等事業の実施により、水道事業において、当該民間事業者の経営資源、技術力、創意工夫が活かされる機会が失われる可能性がある。また、本規制により発生する費用は、水道施設運営権者において、水道施設運営等事業技術管理者1名を選任し技術上の業務を担当させること及び水道法の所要の規定を遵守することによる費用である。しかしながら、地方公共団体である水道事業者が、水道施設運営権者に対して水道施設運営等事業を実施させるに当たっては、契約により、こうした義務を課すことが十分に想定され、また、水道施設運営権者による水道事業の適正な実施を水道法の適用により直接担保されなければ、住民に対する安全な水の安定的な供給に支障を及ぼすおそれが高まるとともに、国民生活を根底から支える水道事業に対する住民の不安感が増す危険性がある。こうした弊害による社会的費用は、本規制により発生する費用をはるかに上回るものである。これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」（平成28年11月） 3. 課題に対する具体的な対応（案） (4) 官民連携の推進 官民連携のうち、コンセッション方式については、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業及び水道用水供給事業において現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を行うべきである。						
レビューを行う時期又は条件	水道法の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						